

川崎市告示第385号

議決された予算の公表について

別紙の予算は、令和8年6月1日招集の令和8年第2回川崎市議会定例会において、令和8年6月18日に原案のとおり可決されましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表します。

令和8年7月2日

川崎市長 福田紀彦

令和8年度川崎市一般会計補正予算

令和8年度川崎市自動車運送事業会計補正予算

令和7年度川崎市工業用水道事業会計補正予算についての市長の専決処分の承認について

令和 8 年度川崎市一般会計補正予算

令和 8 年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 60,784千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 937,692,697千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 既定の債務負担行為の変更は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 既定の地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令和 8 年 6 月 1 日提出

川崎市長 福田 紀彦

第 1 表 歳 入 歳 出

歳 入

款	項
17 国 庫 支 出 金	
	2 国 庫 補 助 金
21 繰 入 金	
	1 基 金 繰 入 金
24 市 債	
	1 市 債
歳 入 合 計	

予 算 補 正

補 正 前 の 額	補 正 額	計
180,238,732 ^{千円}	36,437 ^{千円}	180,275,169 ^{千円}
31,387,646	36,437	31,424,083
66,482,512	27,779	66,510,291
63,007,631	27,779	63,035,410
75,688,000	△ 125,000	75,563,000
75,688,000	△ 125,000	75,563,000
937,753,481	△ 60,784	937,692,697

歳 出

款	項
5 健 康 福 祉 費	
	4 老 人 福 祉 費
12 消 防 費	
	1 消 防 費
歳 出 合 計	

補 正 前 の 額	補 正 額	計
183,074,758 ^{千円}	△ 70,784 ^{千円}	183,003,974 ^{千円}
21,654,020	△ 70,784	21,583,236
20,045,838	10,000	20,055,838
20,045,838	10,000	20,055,838
937,753,481	△ 60,784	937,692,697

第 2 表 債務負担行為補正

変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
令和 8 年度民間特別養護 老人ホーム等整備事業費	令和 8 年度から 令和 1 0 年度まで	千円 501,760	令和 8 年度から 令和 1 1 年度まで	千円 627,200
令和 8 年度公共施設 管 理 運 営 事 業 費	令和 8 年度から 令和 1 3 年度まで	11,508,832	令和 8 年度から 令和 1 5 年度まで	12,172,379

第 3 表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	補正後の額
老 人 福 祉 総 務 事 業	千円 135,000	千円 △ 125,000	千円 10,000
地 方 債 総 合 計	75,688,000	△ 125,000	75,563,000

令和 8 年度川崎市自動車運送事業会計補正予算

(総 則)

第 1 条 令和 8 年度川崎市自動車運送事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 令和 8 年度川崎市自動車運送事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第 1 款 自動車運送事業費用	11,008,788 千円	599,021 千円	11,607,809 千円
第 1 項 営業費用	10,656,419 千円	599,021 千円	11,255,440 千円

令和 8 年 6 月 1 日提出

川崎市長 福田 紀彦

令和7年度川崎市工業用水道事業会計補正予算についての市長の専決処
分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和8年6月1日提出

川崎市長 福田紀彦

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

令和7年度川崎市工業用水道事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和7年度川崎市工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項の期間を次のとおり補正する。

事 項	補 正 前	補 正 後
	期 間	期 間
令和7年度原・浄・配水 施設関連経費	令和7年度から 令和10年度まで	令和7年度から 令和11年度まで